

中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制についてご連絡させていただきます。

中国政府は、令和3年4月12日に、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下、「新規定」という。）を交布しました。

施行予定は2022年1月1日となっています。

当該新規定によると、特定の品目について、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。また、その他の品目については、企業自らが中国当局へ登録することが求められています。

中国向けに輸出を行う食品企業にとって、影響の大きい内容と考えられるため、以下のとおり情報を掲載しております。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyoutouroku.html>

新規定の施行後も輸出が円滑に行われるよう、新規定の対象となる品目、経過措置の有無等の詳細を中国当局に確認するとともに、中国政府への企業登録の準備を進めています。

新たな情報が得られましたら、随時更新しお知らせいたします。

お問合せ先

食料産業局輸出先国規制対策課

担当者：国内円滑化対応チーム / 国際交渉室

代表：03-3502-8111（内線4310/4309）

ダイヤルイン：03-3501-4079/03-6744-2061

FAX番号：03-6738-6475

引き続きよろしくおねがいたします。